

○届出の必要な規模

行為の種類		行為の規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転		高さ 13m 又は建築面積 1000m ² を超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		外観面積の 2 分の 1 を超える外観の変更
工作物の新設、増築、改築若しくは移転	①さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さが 5m を超えるもの
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（④に規定する支持物に該当するものを除く）	高さが 13m を超えるもの
	③煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
	④電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。）	高さが 20m を超えるもの
	⑤物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が 13m を超えるもの
	⑥広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が 13m 又は表示面積の合計が 15m ² を超えるもの
	⑦彫像、記念碑その他これらに類する工作物	
	⑧観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
	⑨自動車車庫の用に供する立体的施設	
	⑩アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
	⑪石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	高さが 13m 又は築造面積が 1000m ² を超えるもの
	⑫汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
	⑬太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）	
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に該当する工作物で、外観の変更に係る面積の合計が 2 分の 1 を超えるもの	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	土地の面積が 3000m ² 又は法面の高さが 5m を超えるもの	
土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	土地の面積が 3000m ² 又は法面の高さが 5m を超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが 5m 又は築造面積が 1000 m ² を超えるもの	
水面の埋立て又は干拓	水面の面積が 3000 m ² 又は法面の高さが 5m を超えるもの	